

○熊本県警察職員の勤務時間等に関する訓令

平成13年3月21日

本部訓令甲第6号

(趣旨)

第1条 この訓令は、熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年熊本県条例第13号。以下「条例」という。)、熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年熊本県人事委員会規則第2号。以下「規則」という。)及び「熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の運用について」の制定について(平成7年3月16日付け人委第749号)に基づき、熊本県警察職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。以下「職員」という。)の勤務時間等について、必要な事項を定めるものとする。

(週休日及び勤務時間の割振り等)

第2条 条例第3条第2項の規定により月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間が割り振られる職員(以下「通常勤務職員」という。)の勤務時間は、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分までとする。ただし、特に必要があるときは、次表の区分により勤務時間を割り振ることができる。

区分	勤務時間
早A	午前7時から正午まで 午後1時から午後3時45分まで
早B	午前7時30分から正午まで 午後1時から午後4時15分まで
早C	午前8時から正午まで 午後1時から午後4時45分まで

2 条例第4条第1項に規定する公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員(以下「特別勤務職員」という。)の勤務の区分並びに週休日及び勤務時間の割振りの基準は、次表のとおりとする。

勤務の区分	週休日	勤務時間の割振り
毎日制勤務(週休日を設け、かつ、原則として日勤勤務を割り振る勤務をいう。以下同じ。)	4週間ごとの期間につき8日	4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分

三交替制勤務（週休日を設け、かつ、原則として当番勤務及び日勤勤務を割り振る勤務をいう。以下同じ。）	4週間ごとの期間につき7日から9日まで、かつ、12週間ごとの期間につき24日	同上
---	--	----

3 通常勤務職員及び特別勤務職員の範囲は、別表第1のとおりとする。

（勤務の区分等の変更）

第2条の2 所属長は、前条第3項の規定にかかわらず、次に掲げる場合において、変更承認申請書（別記様式第1号）により警察本部長の承認を受けたときは、通常勤務職員を特別勤務職員に変更し、又は特別勤務職員の勤務の区分を相互に変更することができる。

(1) 通常勤務職員が条例第3条第1項の週休日又は前条第1項の規定による勤務時間の割振りにより難しい場合であって、臨時に当該職員を特別勤務職員に変更する必要があるとき。

(2) 特別勤務職員が別表の勤務の区分により難しい場合であって、臨時に当該区分を変更する必要があるとき。

（週休日及び勤務時間の割振りを行う職員）

第3条 条例第3条第2項の規定による職員（特別勤務職員を除く。）の勤務時間の割振り、第4条第1項の規定による特別勤務職員の週休日及び勤務時間の割振り並びに条例第5条の規定による職員の週休日の振替及び4時間の勤務時間の割振り変更は、次の表の左欄に掲げる職員が、それぞれ同表の右欄に掲げる職員について行うものとする。

割振り等を行う職員	対象となる職員
警察本部長	警察本部、熊本市警察部及び警察学校の所属長以上の職員（企画調査官、監察官及び政策企画官を含む。）
警察本部の所属長	当該所属の職員
熊本市警察部の所属長	当該所属の職員
警察学校長	当該所属の職員
警察署長	当該所属の職員（警察署長を含む。）

（週休日及び勤務時間の割振りの明示）

第4条 規則第5条第1項の規定による明示は、勤務指定表により行うものとする。

第5条 削除

（休憩時間）

第6条 条例第6条に規定する休憩時間は、正午から午後1時までとする。ただし、特別勤務職員の休憩時間については、所属長が別に定めるものとする。

（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務）

第7条 育児又は介護を行う職員については、第2条第1項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、同項と異なる勤務時間を割り振ることができる。

(指定部署)

第7条の2 規則第8条の2第1項第2号に規定する業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務の比重が高い部署として指定する所属は、別表第2のとおりとする。

(深夜勤務等の制限の請求)

第8条 条例第8条の2第1項から第3項まで(これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による深夜勤務及び時間外勤務の制限に係る請求は、深夜勤務

・時間外勤務制限請求書(別記様式第4号)により行うものとする。

(深夜勤務等の制限の通知)

第9条 規則第8条の2の2第4項、第8条の4第2項及び第4項(規則第8条の6において準用する場合を含む。)の規定による通知は、深夜勤務・時間外勤務制限に関する通知書(別記様式第5号)により行うものとする。

(育児及び介護の状況変更届)

第10条 規則第8条の3第3項及び第8条の5第3項(規則第8条の6において準用する場合を含む。)の規定による届出は、育児・介護の状況変更届(別記様式第6号)により行うものとする。

(時間外勤務代休時間の指定)

第11条 条例第8条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間の指定については、時間外勤務代休時間指定簿(別記様式第7号)により、所属長が行うことができる。

(休日の代休日の指定)

第12条 条例第10条第1項に規定する休日の代休日の指定は、所属長が行うことができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

(熊本県警察職員の勤務時間に関する訓令の廃止)

第2条 熊本県警察職員の勤務時間に関する訓令(平成5年熊本県警察本部訓令甲第4号)は、廃止する。

(熊本県警察職員の服務に関する訓令の一部改正)

第3条 熊本県警察職員の服務に関する訓令(昭和37年熊本県警察本部訓令甲第32号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(熊本県警察の当直に関する訓令の一部改正)

第4条 熊本県警察の当直に関する訓令(昭和37年熊本県警察本部訓令甲第33号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(熊本県警察の被疑者留置に関する訓令の一部改正)

第5条 熊本県警察の被疑者留置に関する訓令(昭和53年熊本県警察本部訓令甲第6号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(熊本県警察の待機に関する訓令の一部改正)

第6条 熊本県警察の待機に関する訓令(昭和54年熊本県警察本部訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(熊本県警察の遺失物の取扱いに関する訓令の一部改正)

第7条 熊本県警察の遺失物の取扱いに関する訓令(平成元年熊本県警察本部訓令甲第10号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(熊本県地域警察の運営に関する訓令の一部改正)

第8条 熊本県地域警察の運営に関する訓令(平成7年熊本県警察本部訓令甲第7号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(熊本県警察鉄道警察隊の運営に関する訓令の一部改正)

第9条 熊本県警察鉄道警察隊の運営に関する訓令(平成7年熊本県警察本部訓令甲第9号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(熊本県警察用航空機の運用等に関する訓令の一部改正)

第10条 熊本県警察用航空機の運用等に関する訓令(平成7年熊本県警察本部訓令甲第10号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(熊本県警察通信指令室等の運営に関する訓令の一部改正)

第11条 熊本県警察通信指令室等の運営に関する訓令(平成7年熊本県警察本部訓令甲第11号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(熊本県警察本部長の権限に属する事務の専決に関する訓令の一部改正)

第12条 熊本県警察本部長の権限に属する事務の専決に関する訓令(平成13年熊本県警察本部訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則(平成14年3月15日本部訓令第2号)

この訓令は、平成14年3月25日から施行する。〔以下略〕

附 則(平成14年3月29日本部訓令第8号)

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年3月14日本部訓令第3号)

この訓令は、平成15年3月20日から施行する。

附 則(平成16年3月12日本部訓令第5号)
この訓令は、平成16年3月22日から施行する。

附 則(平成17年3月24日本部訓令第6号)
この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月23日本部訓令第4号)
この訓令は、平成18年3月31日から施行する。〔以下略〕

附 則(平成18年10月25日本部訓令第22号)
この訓令は、平成18年11月1日から施行する。

附 則(平成19年3月14日本部訓令第3号)
この訓令は、平成19年3月22日から施行する。

附 則(平成19年6月20日本部訓令第14号)
この訓令は、平成19年7月1日から施行する。

附 則(平成20年3月18日本部訓令第4号)
この訓令は、平成20年3月31日から施行する。

附 則(平成21年3月13日本部訓令第3号)
この訓令は、平成21年3月27日から施行する。

附 則(平成22年3月23日本部訓令第6号)
この訓令は、平成22年3月31日から施行する。

附 則(平成22年3月31日本部訓令第10号)
(施行期日)

- 1 この訓令は、平成22年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この訓令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(平成22年6月30日本部訓令第13号)
(施行期日)

- 1 この訓令は、平成22年6月30日から施行する。
(経過措置)
- 2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式(以下「旧様式」という。)

により使用されている書類は、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。

- 3 この訓令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(平成23年3月14日本部訓令第5号)

この訓令は、平成23年3月22日から施行する。ただし、第1条中別表第2捜査第一課の項の改正規定（「刑事調査指導係 刑事調査第一係 刑事調査第二係 刑事調査第三係」を「検視指導係 検視第一係 検視第二係 検視第三係」に改める部分に限る。）及び

第2条中別表警察本部捜査第一課の項の改正規定は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月12日本部訓令第1号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月18日本部訓令第3号)

この訓令は、平成25年3月29日から施行する。

附 則(平成25年11月7日本部訓令第11号)

この訓令は、平成25年11月18日から施行する。

附 則(平成26年3月17日本部訓令第3号)

この訓令は、平成26年3月28日から施行する。

附 則(平成27年3月13日本部訓令第1号)

この訓令は、平成27年3月24日から施行する。

附 則(平成28年3月11日本部訓令第2号)

この訓令は、平成28年3月22日から施行する。

附 則(平成28年6月7日本部訓令第9号)

この訓令は、平成28年6月7日から施行する。

附 則(平成29年3月21日本部訓令第5号)

この訓令は、平成29年3月31日から施行する。

附 則(平成29年3月24日本部訓令第6号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月19日本部訓令第5号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成29年7月24日本部訓令第14号)

この訓令は、平成29年7月24日から施行する。

附 則(平成30年11月13日本部訓令第17号)
(施行期日)

- 1 この訓令は、平成30年12月1日から施行する。
(熊本県警察官の拳銃等の取扱いに関する訓令の一部改正)
- 2 熊本県警察官の拳銃等の取扱いに関する訓令(平成元年熊本県警察本部訓令甲第1号)の一部を別紙3のとおり改正する。

附 則(平成31年3月29日本部訓令第8号)
この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月6日本部訓令第4号)
この訓令は、令和2年3月18日から施行する。

附 則(令和2年3月24日本部訓令第8号)
この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年6月30日本部訓令第11号)
この訓令は、令和2年7月1日から施行する。

附 則(令和3年3月19日本部訓令第3号)
この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

※ 別表・別記様式・別紙(略)